

地域部活動移行に向けての手引き

令和3年11月

茨城県教育庁学校教育部保健体育課

はじめに

今日、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えています。とりわけ、少子化が進展する中、生徒数の減少に伴い、単独で練習や大会出場のできない運動部活動が増加傾向にあることや、競技経験のない教員の部活動指導に係る負担、教員の働き方改革の問題などから、従前と同様の運営体制では部活動の維持が困難になってきており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

このような中、本県では、令和元年7月に策定した「茨城県部活動の運営方針」の趣旨を踏まえ、学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、少子化による部員減少や専門的な指導の充実及び生徒のスポーツニーズに対応した運動部活動に取り組んでまいりました。

さらに、各学校における運動部活動の改革を推進し、生徒の健やかな心身の成長を促すとともに、教員の部活動に係る負担軽減を図っているところです。

そうした中、令和2年9月文部科学省等から、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動の改革を目指し、その第一歩として、「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実施方策とスケジュールがとりまとめられ、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示されました。本県においても、令和3年度地域運動部活動推進事業において、水戸市とつくば市が実践している「地域クラブと連携した部活動」の取組を先進事例としまして、県内中学校の部活動改革を進めてまいりたいと考えております。

現在、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けては、運営団体や指導者の確保、平日と休日の協力体制など、様々な課題を抱えております。こうした課題の解決に向け、地域間で差が出ないよう、運営団体となる総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブに協力を要請するとともに、各クラブが、地域のスポーツ指導者や退職教員等を指導者として確保できるよう支援するなど、段階的に地域で部活動に取り組める体制の構築を推進し、休日の地域部活動や合理的で効率的な部活動の全県展開を図っていききたいと考えております。そのため、今後、各学校及び各市町村教育委員会において取り組むべき項目を手引きとしてまとめました。

今後、生徒、保護者及び地域の方々の理解を得ながら、本手引きに基づき、部活動改革を着実に進めてまいりますので、関係者の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

茨城県教育庁学校教育部保健体育課長 秋 山 克 巳

1 地域移行のための手引きについて

◆本手引きの目的

- 本手引きは、教員の負担軽減と生徒にとって望ましいスポーツ環境の実現を図るため、令和5年度以降、休日の部活動について、段階的に学校教育から切り離し、※地域部活動（地域のスポーツ活動）へ移行するためのパターンやQ&Aをまとめたものです。

※地域部活動とは、学校教育における部活動とは異なり、地域で行うスポーツ活動のこと。

2 手引きの概要

目標

休日の部活動を、令和10年度末には、「県内の全ての中学校において地域に移行」していくことを目標とする。

(1) 部活動に関する調査結果

- ①「中学生の運動部活動に関する意識について」（平成29年度「運動部活動に関する実態調査」より）

☞ 中学校の運動部生徒が、部活動の顧問以外から指導を受けることについて

【既に受けている 30.5% 是非受けたい 34.3%】

☞ 部活動が参加する大会に地域クラブが参加することについて

【大会が盛り上がるので賛成 25.4% どちらでもよい 29.0% 学校対抗がよい 19.4%】

- ②「主顧問の部活動に関する悩みについて」（平成29年度「運動部活動に関する実態調査」より）

☞ 運動部の主顧問教員の、部活動に関する悩みについて（複数回答）

【自身の心身の疲労・休息不足 51.1% 校務が忙しく指導できない 50.7%

自身の指導力不足 50.4% 自身のワークライフバランス 48.6%】

- ③「地域部活動を実施している顧問の意識について」（令和2年度「運動部活動改革プラン調査」より）

☞ 地域部活動を実施してのメリットについて（複数回答）

【教員の負担軽減 62.5% 生徒のスポーツニーズに対応 39.6%】

☞ 地域部活動を実施しての課題について（複数回答）

【責任の所在が不明 31.3% 生徒の個人情報の伝達 31.3% 指導者の確保 29.2%】

- ④「部活動改革について」（令和2年度「部活動の運営方針フォローアップ調査」より）

☞ 休日の部活動の地域移行について（管理職回答）

【令和5年度までに移行したい 42.6% 委託できるクラブがあれば移行したい 33.2%

令和5年度以降も移行は考えていない 23.8%】

☞ 費用負担について（管理職回答）

【地方自治体が減免措置 65.0% 保護者が負担 28.0%】

(2) 地域部活動の概要

①部活動改革のための検討事項

- ・ 休日の部活動の在り方
→ 休日の部活動の指導を望まない教員が部活動に従事する必要のない体制の整備
- ・ 地域への移行の在り方
→ 生徒にとってふさわしいスポーツ環境の実現のため、地域スポーツ環境の整備
- ・ 地域での受け皿

- 受け皿となる組織・団体等の整備、拡充
- 各市町村の地域スポーツ担当部局や組織・団体、学校等の連携方策
- ・会費
- 地方自治体や保護者による地域部活動の費用負担の在り方
- 経済的に困窮する家庭の生徒への支援

②学校部活動と地域部活動の違い

区分	学校部活動	地域部活動
運営主体	学校	総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ 単一スポーツクラブ、市民団体等
対象	自校の生徒	地域の児童・生徒
主な指導者	教員、部活動指導員	地域のスポーツ指導者、スポーツ指導員、保護者、 退職教員、兼職兼業の許可を得た教師（指導を希望 する教師）
活動日	平日、休日	休日（平日も可）
活動場所	学校	学校、地域の施設、クラブの施設等
活動時間	運営方針 平日 2 時間程度 休日 3 時間程度	運営方針に準拠して活動することが適切
運営費	部活動運営費、保護者会費等	受益者負担、地方自治体で減免
保険	日本スポーツ振興センター （学校で加入済）	運営主体で、保険に加入
責任	学校	運営主体
参加可能な 大会	中体連主催大会 学校単位で実施される大会	主催者が学校単位以外も参加を可とした場合
指導者の 報酬等	休日部活動は特殊業務手当	運営主体が報酬額を決定
指導者の 資格	教員、部活動指導員（指導員 資格規定に準ずる）	運営主体が決定
課題等	・生徒の多様なニーズに対応 ・少子化のため、運営体制の維持が困難 ・長時間勤務の要因 ・指導経験がない教員にとって多大な負担	・運営団体の確保 ・地域人材の確保 ・平日と休日の協力体制 ・費用負担の在り方 ・大会参加の在り方 ・場所、道具、用具の使用の在り方 ・管理、指導する行政の所在の明確化

③地域部活動の指導

学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動という位置付けになりますが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、茨城県部活動の運営方針に準拠して、活動時間や休養日を設定することや、スポーツ医学的・科学的見地に基づいた指導理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導法及び、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識をもち、適切な指導法を身に付けて、地域部活動の指導に当たることが大切です。

3 地域移行に向けて

（１）学校独自で検討を始める場合

① 検討委員会の設置

管理職、部活動主任、PTA会長、学校後援会長等による委員会を設置し、地域移行に向けて

の検討 検討内容 ※移行できる部活動の検討

- ・いつまでに、どの部活動を、どのように移行するのか
- ・手引きに基づき、どのパターンが現実的なのか
- ② 市町村教育委員会と連携
 - ・市町村教育委員会に移行の旨を伝え、協力を依頼する。
 - ・移行に向けた計画の提示（運営団体の確保、指導者の確保、運営資金の協力、活動場所の確保等）
- ③ 運営団体との調整（学校独自で調整する場合）
 - ・活動日、活動場所、運営資金の確認
- ④ 生徒、保護者及び地域の理解
 - ・生徒体験会の実施（体験会が不可の場合もある）
 - ・保護者説明会の実施
 - ・PTAと協力して地域の方々への説明
- ⑤ 地域部活動開始

(2) **市町村教育委員会**が中心となって検討を始める場合

- ① 検討委員会の設置
教育委員会指導課、スポーツ推進課、スポーツ協会、校長会、中体連、民間スポーツクラブ等による委員会を設置 検討内容 ※部活動改革の検討【2（2）①】
- ② スポーツ推進課と連携
 - ・運営団体となる総合型スポーツクラブ、民間スポーツクラブ、競技団体等への協力要請
 - ・地域指導者の確保（部活動指導員、外部指導者、退職教員、地域のスポーツ指導者、生徒の保護者等）
 - ・活動場所の確保
- ③ 財政課と連携
 - ・減免措置の可能性に向けて調整、補助金等の調整
- ④ 学校との調整
 - ・運営団体の紹介、提案
 - ・地域への説明、協力依頼
- ⑤ 地域部活動開始

4 地域部活動移行パターンについて

- 地域部活動移行にあたっては、様々なパターンが考えられます。地域の実態、生徒のスポーツニーズ、地域のスポーツ環境など条件が異なるため、地域の特性や環境に応じた移行が重要であると考えます。そのため、県では、以下の6つのパターンを提案するとともに、本手引きを参考にし、地域移行実施に向けて検討していただくことをお願いします。なお、6つのパターン以外の取組を実施することを妨げるものではありません。

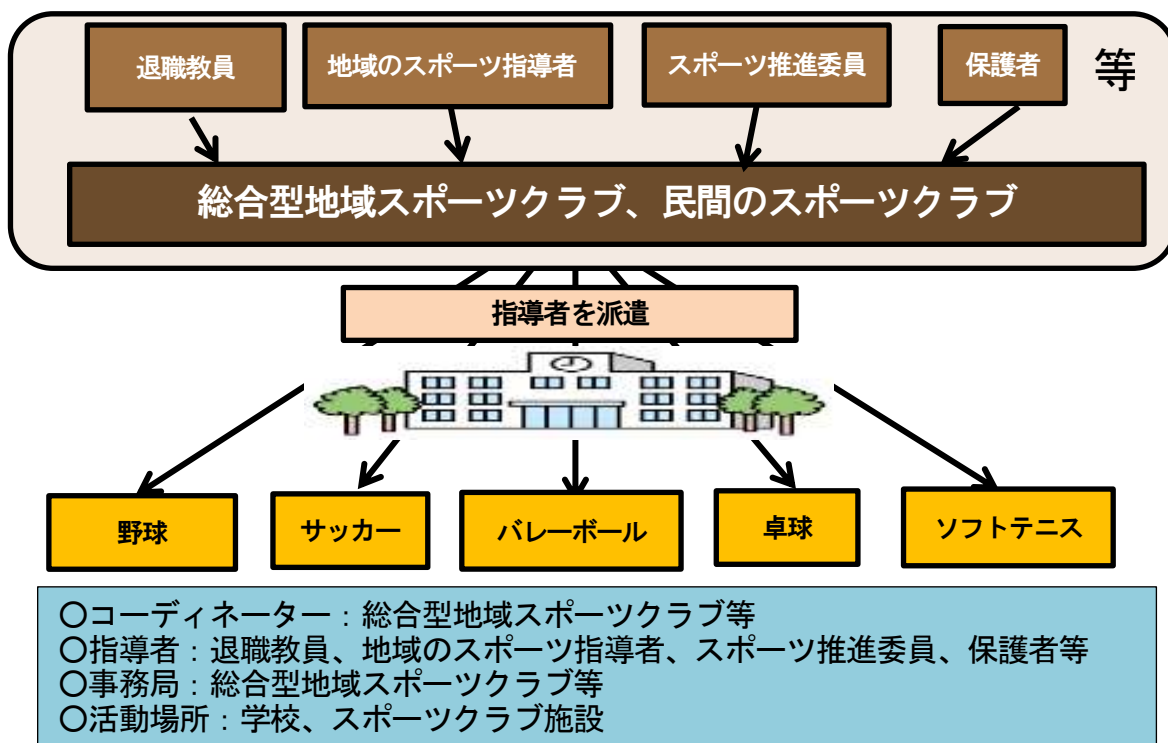
地域移行パターン

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 総合型地域スポーツクラブ型 | 2 単一スポーツクラブ型 |
| 3 企業・大学連携型 | 4 学校設立型 |
| 5 拠点校型 | 6 行政主導型 |

地域移行パターン1：総合型地域スポーツクラブ型

事務局となる総合型地域スポーツクラブがある場合、このパターンが理想的である。

総合型地域スポーツクラブは、事務局として出納管理や学校との連絡調整及び生徒、指導者の保険加入など運営事務を行う。地域の人材や単一のスポーツクラブ指導者などが、総合型地域スポーツクラブに指導者として所属し、地域部活動の指導するシステムである。これは、総合型地域スポーツクラブだけではなく、民間のスポーツクラブなどもこのパターンと同様になる。



- 全部活動移行が可能である。
- 加入者が多くなれば、一人当たりの会費も低額になる。
- 学校と連携がスムーズであり、運営体制が整っているため、安心して任せられる。
- 学校部活動と同じ活動体制（活動場所等）で取り組めるため、生徒・保護者の理解・協力を得やすい。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。（学校部活動とは違う種目ができる。）

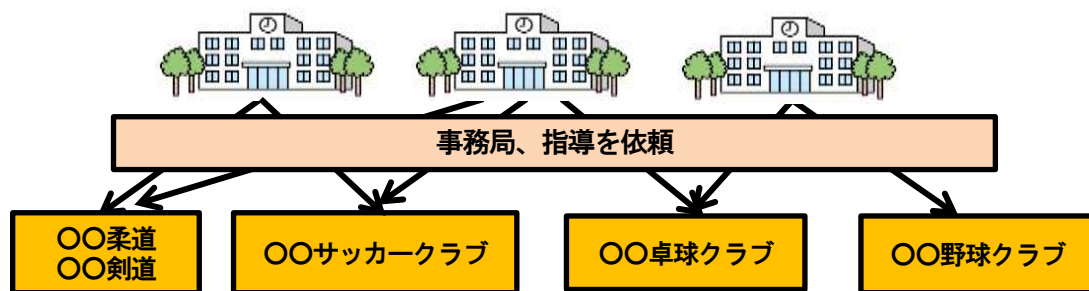
- 事務局となる総合型地域スポーツクラブの理解・協力が必要である。
- 事務局の負担が大きい。（安全管理、指導者・学校との連絡調整、会計管理等）
- 専門的な指導者の場合、謝金額が高額になる場合もある。
- 加入者が少なくなると、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。

地域移行パターン２：単一スポーツクラブ型

各地域に既存のスポーツクラブがある場合、その部活動のみをスポーツクラブに移行することができる。現在、ほとんどの学校の水泳部の生徒は、スイミングスクールに通っており、学校で活動はしていない。大会に出場する場合は、学校の所属で出場している。この取組は、単一スポーツ型といえる。

さらに、柔道や剣道などは、各地域に道場が設置されており、各連盟と連携して休日の部活動をお願いすることで、移行できる可能性が高いと考える。少年団との違いは、団体の代表者が生徒から運営資金を集め、指導者に対して謝金を払うことでボランティアによる活動ではなくなり、地域部活動として設置できる。

既存のスポーツクラブの活用



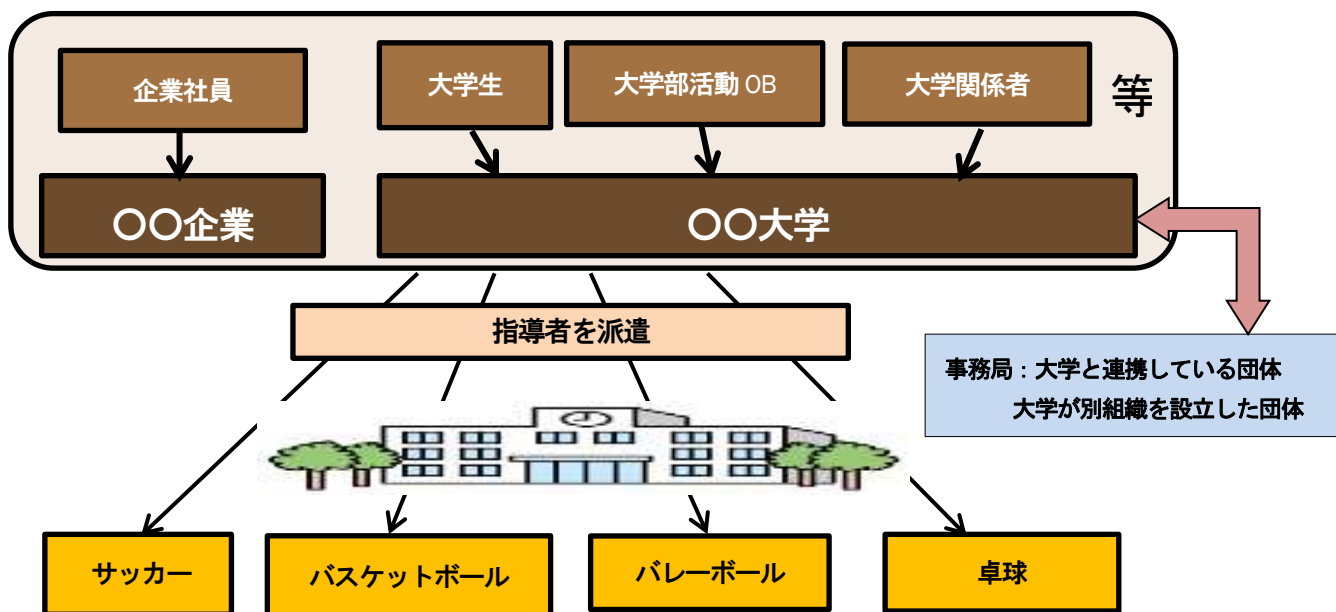
- コーディネーター：学校、市町村担当課等
- 指導者：各スポーツクラブ指導者
- 事務局：各スポーツクラブ事務担当
- 活動場所：各スポーツクラブ使用施設

- 既存の単一クラブに移行するため、運営体制が確立している。
- 生徒のニーズに応じて活動ができ、地域部活動で大会参加もできる。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校部活動と同じ実施体制で取り組み、保護者の理解・協力を得やすい。
- 学校も安心して任せることができ、顧問との連携もスムーズにできる。
- 学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。(学校部活動とは違う種目ができる。)

- 事務局が多数になるため、学校との連携が困難である。
- 単一クラブごとに、運営体制や指導体制が異なるため、やり過ぎなどに注意が必要である。
- 専門的な指導者の場合、謝金額が高額になる。
- 加入者が少なくなると、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。
- 全部活動の移行ができない。
- 各クラブごとに、会費が違う。

地域移行パターン3：企業・大学連携型

地域にある企業や大学と連携し、競技経験がある社員や大学生を指導者として、学校の部活動に派遣する。大学生は、卒業があるため、毎年度同じ学生が指導者として指導することはできないが、大学等と連携を密にすることで継続して学生を派遣することが可能になる。指導者の確保が課題になることが多いが、このパターンの場合、指導者確保の課題が少なく継続的である。



- コーディネーター：企業、大学、市町村教育委員会
- 指導者：企業職員、大学生、大学部活動OB、大学関係者等
- 事務局：企業 大学と連携している団体、大学が別組織を設立した団体
- 活動場所：学校、企業使用施設、大学使用施設

- 全部活動移行が可能である。
- 指導者確保が容易にできる。
- 専門的な指導を受けることができる。
- 平日の実施も可能になる。
- 指導者の謝金が高額にならない。
- 学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。(学校部活動とは違う種目ができる。)

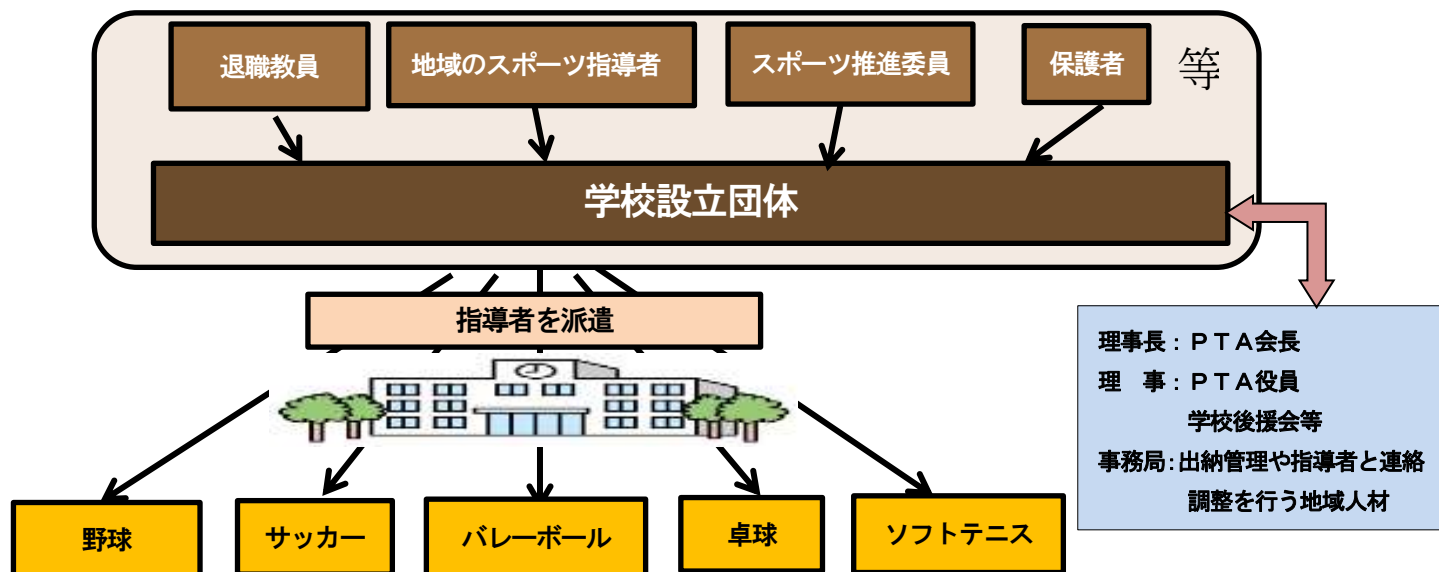
- 大学と連携する場合、事務局は、大学とは別な組織が考えられる。大学と学校との綿密な打ち合わせが必要になってくる。
- 学生が卒業してしまうと、指導者が代わる。
- 学生への指導者としての資質向上を大学側に委ねる必要がある。

地域移行パターン４：学校設立型

地域に総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブ等がない場合、学校がPTAや後援会と連携して市民団体を設立することが考えられる。保護者、地域から設立に理解を得られた場合、スムーズに設立することができる。

市民団体が運営するためには、事務局を担う人材を確保する必要がある。また、指導者の確保を市民団体が担わなければならない。

学校の意見が反映しやすく、連携がスムーズであり、生徒にとってはこのパターンが学校部活動と変わりなく活動できる。



- コーディネーター：学校、市町村教育委員会等
- 指導者：退職教員、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、保護者等
- 事務局：学校設立団体
- 活動場所：学校

- 全部活動移行が可能である。
- 生徒、保護者及び地域の理解が得やすい。地域のコミュニティが活性化する。
- 生徒は、学校部活動と代わりなく進められ、大会参加も同様の形を得やすい。
- 学校と連携しているため、平日の実施も可能になる。
- 指導者の謝金が高額にならない。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。
(学校部活動とは違う種目ができる。)

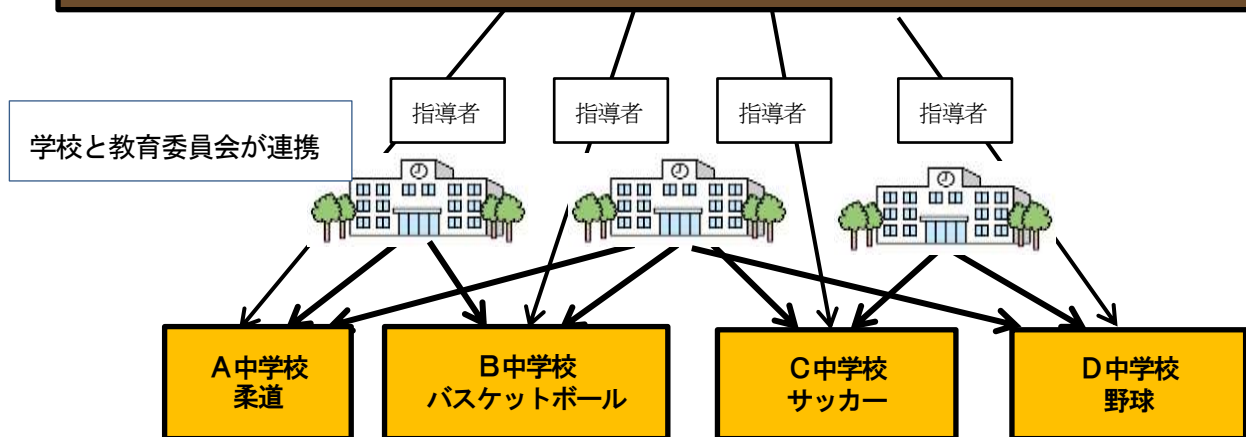
- 運営するまでには、生徒、保護者及び地域に理解を得て設立するため、管理職の負担が大きい。
- PTAの役員を市民団体の役員にした場合、年度ごとに更新しなければならない。
- 事務局を担う人材、指導者の確保が難しい。教員の兼職・兼業が多くなる。
- 事務局の負担が大きい。(安全管理、指導者・学校との連絡調整、会計管理等)
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。

地域移行パターン5：拠点校型

学校部活動の拠点校型と似た形式である。競技ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣するパターンである。1つの学校で設立することが難しい場合、地域が一体となって取り組める形である。その場合、一つの総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブ等に事務局をお願いするか、競技ごとに、事務局が違う単一スポーツクラブ型をとることもできる。地域で拠点となる学校、競技が決まれば、生徒に地域部活動を勧めることができる。

生徒も、専門の指導を受けられるとともに、部員不足を解消できる。合同チームの規定に合えば、その地域部活動のまま、中体連の大会に出場が可能になる。

総合型地域スポーツクラブや既存のスポーツクラブから指導者を派遣



- コーディネーター：学校、市町村担当課等
- 指導者：スポーツクラブ指導員、兼職兼業教員等
- 事務局：各スポーツクラブ事務担当
- 活動場所：学校

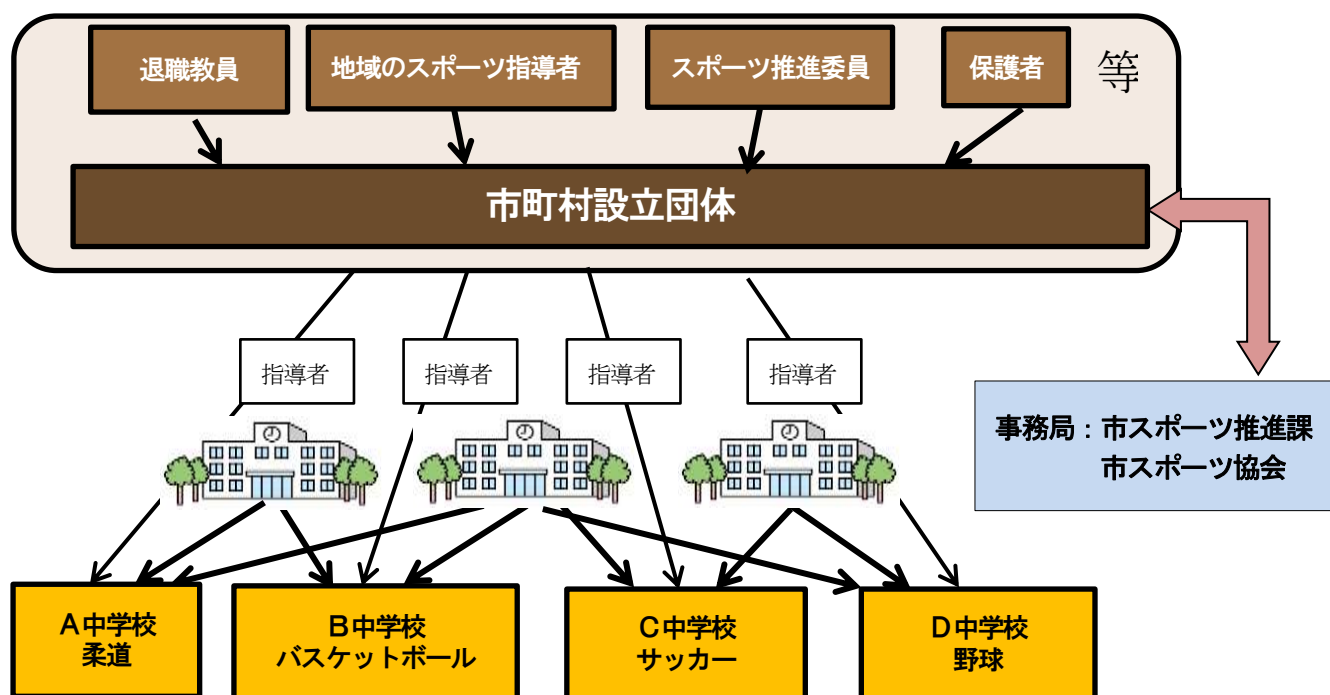
- 部員不足を解消できるとともに、この形で中体連の大会に出場できる場合もある。
- 生徒間の交流が生まれ、区域外通学や部活動による転校を防げる。
- 設立までは、当該校の校長同士の連携は必要になるが、運営が始まれば、普通のクラブチームに参加していることと同様の活動になる。
- 学校の負担が少なく、教員の負担軽減にもつながる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。
(学校部活動とは違う種目ができる。)

- 全部活動を移行することが難しい。
- 事務局を統一することが難しく、それぞれ競技毎の運営になると考えられる。
- 拠点校が遠い場合は、保護者の送迎が必要になる。
- 合同チームとして中体連の大会に出場する場合は、学校と連携する必要がある。
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。
- 運営団体が用具類の準備をしなければならない。
- 学校間の連携が必要になる。

地域移行パターン6：行政主導型

地域に総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブがない場合、行政が中心となって設置するパターンである。市町村のスポーツ推進課等が地域のスポーツ協会、競技団体と連携し、指導者を確保し中学生を指導するスポーツ教室を毎週実施するような形式をとる。

行政が中心となっているため、学校、生徒、保護者からも理解を得やすく、指導者も確保しやすい。地域が一体となって取り組めるため、地域の協力やコミュニティが生まれる。条件が合えば、中体連の大会も出場できる。



- コーディネーター：市町村担当課、市町村教育委員会
- 指導者：スポーツクラブ指導員、退職教員、保護者、兼職兼業教員等
- 事務局：市町村担当課
- 活動場所：学校、市町村施設

- 学校、生徒及び保護者から理解が得やすいとともに、地域の協力も得やすい。
- 地域が一体となり、地域のコミュニティが生まれる。
- 指導者への謝金が高額にならずに、受益者の金銭的負担も減る。
- 学校とも連携しやすく、条件が合えば中体連の大会出場も可能となる。
- 中学生以外の参加も可能になる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。
(学校部活動とは違う種目ができる。)
- 全競技を設置することができれば、部活動の全てを移行できる。

- 地域の競技団体、スポーツクラブと連携し、指導者を確保する必要がある。

地域部活動移行に向けて Q & A

Q 1 地域部活動移行の趣旨・目的は何か。

A 1 文科省等が令和 2 年 9 月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を公表したことを踏まえ、教員の負担軽減と生徒にとって望ましい指導の実現を図るため、休日の部活動について、令和 5 年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動（地域部活動）へ移行することとしています。

一方、学校部活動の地域移行に当たっては、様々な課題があることも承知しております。そのため、茨城県では、地域部活動推進事業で実施しているモデル校の取組から、課題を整理して、学校現場が地域移行の着実な実施を進めていきたいと考えています。

Q 2 地域移行までのスケジュール・やっておくべきことは何か。

A 2 令和 5 年度当初から、円滑に地域部活動を実施するために、本手引きを踏まえ、各学校、各教育委員会、各スポーツ協会、各競技団体等と今年度中に検討委員会を設置し、学校・部活動の確定や運営団体・指導者の確保、生徒・保護者への説明など、具体的な準備に取り組んでいただきますようお願いします。

Q 3 県からの補助はあるのか。

A 3 県における、以下の次年度の事業実施は決定していない。

国の地域運動部活動推進事業は、実践研究実施に係る予算額は下記のとおり（予定）です。事業を実施する場合は、2 月に市町村教育委員会に対して公募を行います。なお、市町村に委託する事業になります。

○令和 4 年度地域運動部活動推進事業（国）

全国 1 1 4 箇所（4 7 都道府県× 2 箇所＋ 2 0 政令市）

1 拠点校当たり 1. 8 百万円（市部） 1. 2 百万円（町村部）

Q 4 具体的にどのような取組を行うのか。

A 4 これまで学校教育活動の一環として行われてきた休日の部活動について、地域のスポーツ活動に移行するために、地域の実態によって、様々なパターンが考えられる。

手引きに掲載している 6 つのパターン以外でも、地域の実態に応じた取組を実施していただきたい。

【想定される課題】

- ・教員に代わって専門的な指導を担う地域人材の確保、マッチングする仕組みの構築
- ・休日の部活動を実施する地域スポーツ活動の運営団体の確保
- ・平日と休日の指導の連携・協力体制の構築

- ・費用負担の在り方の整理
- ・学校部活動と地域スポーツ活動の役割分担の整理

また、取組や成果について、県への情報提供や、教員の休日の部活動における勤務時間の状況に関する調査に御協力いただきたいと考えています。

Q 5 休日の部活動の位置付けは学校部活動なのか、地域のスポーツ活動なのか。

A 5 地域に移行した休日の部活動については、学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動という位置付けになります。

一方で、教員に代わる指導者や大会への引率を担う人材について、拠点校におけるすべての運動部・すべての休日で確保することが困難な場合も考えられるため、休日も学校部活動として活動することも考えられます。

Q 6 各学校において地域移行に取り組む部活動数は、移行可能な部活動のみでもよいのか。

A 6 全部活動が地域移行することは、必須ではありませんが、できるだけ多くの部活動について地域移行に取り組んでいただきたいと思います。

Q 7 休日に加え、平日の部活動を地域移行することも可能なのか。

A 7 平日の部活動を地域移行する場合も可能ですが、基本的には、休日の地域移行に併せて、平日の部活動を地域移行します。

Q 8 令和5年度当初から、休日の部活動は完全に地域移行した形で、地域スポーツ活動として実施しなければならないのか。

A 8 令和5年度当初から、休日は学校部活動ではなく、地域のスポーツ活動として実施することが望ましいと考えますが、指導者や運営団体の確保などの課題がありますので、地域の実態を踏まえて、まずは、休日の学校部活動に部活動指導員等を参画させることや、一部の学校部活動から地域移行に取り組むなど、段階的・計画的に地域移行を実施することも考えられます。

県は、令和10年度末には、県内全中学校の部活動が地域に移行していることを目標としています。

Q 9 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、事故等に係る責任の所在はどうなるのか。

A 9 休日の部活動を地域スポーツ活動に移行する場合、学校教育から切り離すこととなるため、事故等が起こった際には、学校ではなく、活動を運営する団体等が責任を負うことになります。そのため、地域スポーツ活動を行う場合は、学校管理下で行われる教育活動中の事故が対象となる災害共済給付は適用外となるため、保険に加入することが適

切と考えます。

Q10 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、茨城県部活動運営方針が定める活動時間や休養日を遵守しなければならないのか。

A10 地域のスポーツ活動は、茨城県部活動運営方針が適用されませんが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、運営方針に準拠して、活動時間や休養日を設定することや、短時間で効果が得られる指導を行うことが適切と考えます。

Q11 休日の地域スポーツ活動と平日の学校部活動において、指導者が異なるため、生徒が混乱するのではないか。

A11 休日の部活動の地域移行は、教員の負担軽減だけでなく、生徒がより専門的な指導を受けられるなど、生徒のニーズに応えることも目的としているところであるため、生徒が混乱することのないよう、平日と休日の指導内容等の連携を図ることが重要だと考えます。

Q12 休日の大会に参加する際は、学校部活動なのか、地域のスポーツ活動なのか。

A12 地域のスポーツ活動としての大会参加が認められており、休日に大会引率を担う人材を確保できる場合には、地域のスポーツ活動として参加することが考えられます。

なお、地域スポーツ活動であっても、平日の学校部活動に参加する生徒のみで大会に出場する場合であって、校長が認めるときは、学校代表として参加することが考えられます。

一方で、地域スポーツ活動としての大会参加が認められない場合や休日に大会引率を担う人材の確保が難しい場合には、大会が生徒にとって成果発表の場であることを踏まえ、生徒の大会参加の機会が損なわれないように、学校部活動として教員や部活動指導員が大会への引率を行うことも考えられます。

Q13 休日の部活動を地域スポーツ活動として実施する際、生徒の保険料、会場使用料など、これまでの学校部活動に比べて保護者の負担が増える場合があるが、その費用について受益者が負担するのか。

A13 地域スポーツ活動にかかる費用については、受益者負担が適切であると考えておりますが、保護者の理解を得るとともに、各自治体において減免措置等も検討していただきたいと思います。

Q14 地域スポーツ活動の指導者を任用する場合、賃金や資格などの雇用条件はあるのか。

A14 中学生を対象として、体力・競技技能の向上に資するように適切な指導を行える人材

が望ましいと考えます。

なお、地域スポーツ活動の指導者が学校部活動の意義を理解した上で指導を行うことができるよう、県運営方針を踏まえ、部活動指導員と同様の研修を行うことが望ましいと考えます。

Q15 地域スポーツ活動の指導者として、部活動顧問等の教員を活用してもよいのか。

A15 休日の地域スポーツ活動において、指導等を希望する教員に御協力いただくことは問題ありません。その際は、学校教育から切り離れたうえでの地域スポーツ活動であることを踏まえ、教員の立場ではなく、兼職兼業の許可を得た上で、指導等に携わっていただくことになります。

ただし、兼職兼業の運用にあたっては、教員が希望しないにもかかわらず、休日の指導等に従事させることは決してあってはならないと考えます。

なお、兼職兼業の留意点等については、所管する市町村教育委員会に確認をお願いします。

Q16 地域スポーツ活動の指導者として、既に任用している部活動指導員を活用してもよいのか。

A16 部活動指導員として平日の部活動指導を担っている方について、休日の地域スポーツ活動における指導にも御協力いただくことは問題ありません。その際には、学校教育から切り離れたうえでの地域スポーツ活動であることを踏まえ、地域の指導者として参画いただくことが適切であると考えます。

Q17 中体連の大会は、地域部活動で参加できるようになるのか。

A17 スポーツ庁では、日本中体連に地域部活動で参加できるよう要望している。日本中体連は、国の検討委員会にも参加しており、その中でも、大会の在り方について検討しているが、当面の間、学校対抗の参加で実施予定であるとの回答であった。

Q18 休日の部活動を実施する地域スポーツ活動の運営団体の確保が困難な地域はどうするのか。

A18 運営団体は、総合型スポーツクラブや民間のスポーツクラブが望ましいが、市町村教育委員会や学校に関わる市民団体が主体となることも考えられます。令和5年度から段階的に移行することを考えれば、現段階から地域で検討を始めていただきたい。

Q19 地域に人材がいるのか。

A19 総合型地域スポーツクラブ指導者、退職教員、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進

委員、生徒の保護者等の協力を得ることが考えられます。

Q20 地域の指導者と部活動顧問の連携を図ることが難しいのでは。

A20 地域部活動が始まるまでに、部活動顧問との打合わせは必要だと考えます。実施してから、連絡ノートなどを通して生徒の様子や練習内容など共通理解を図ることも考えられます。

Q21 生徒や保護者にどのように説明すればよいか。

A21 少子化が急速に進展する中、今までの部活動の運営体制では維持することが困難であります。また、部活動指導に携わる多くの教員が競技経験を有しておらず、長時間勤務の要因となっているなど、生徒においても、教師にとっても望ましい環境ではない状況にあることから、抜本的な部活動改革に取り組んでいく必要があると考えております。国の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」では、子供たちにとって、よりふさわしいスポーツ環境の実現に向けての検討が行われていることから、地域部活動に移行することによって、生徒のスポーツ環境を確保できる旨を説明することが考えられます。

Q22 保護者による負担（受益者負担となる費用）が増えないか。それができる家庭とそうでない家庭での格差ができないか。

A22 地方自治体が会費等の減免措置等を講ずることも考えられます。国は、国による支援方策についても検討するとしています。

Q23 地域部活動に従事する教員は、勤務する学校において、地域部活動を指導するということになり、自分が居住する地域では貢献できないことになるのか。

A23 兼職兼業の許可を得た上で、教員が地域部活動の指導をする場合は、教員自身の判断において、どの地域でも地域部活動を指導することができます。

Q24 学校部活動と地域部活動、2つが存在することになるのか。違った種目・競技を選択できるのか。

A24 2つが存在することになります。

違った種目・競技を選択することもできます。（実際に、つくば市の学校では、美術部に所属している生徒が、地域部活動では、卓球を選択しているケースもあります。）

Q25 指導者に対する監督・管理等は、誰がするのか。

A25 市町村教育委員会が総合型スポーツクラブ等に委託しているパターンであれば、市町村教育委員会になりますが、直接、学校が総合型スポーツクラブ等と連携している場合は、運営主体である総合型スポーツクラブになると考えます。

Q26 活動場所はどこを考えているのか。

A26 移行するパターンによって異なりますが、活動場所が学校になった場合は、施設等についても、運営主体が責任をもつことが考えられます。

Q27 指導者は、どのように確保するのか。

A27 運営主体が指導者を確保します。運営主体がその競技に指導者を派遣する形になります。指導者が見つからない場合は、学校や地域のスポーツ関係団体と連携することが考えられます。

Q28 各種大会の参加を見据えた場合、登録制の競技（サッカーなど）については、学校と地域のクラブとどちらで登録するか。

A28 中体連主催のみの大会に参加する場合は、登録は必要ありません。（関東大会以上で登録が必要な競技もある）その他の大会で休日に参加する大会は、主催者の判断によるため、（登録が必要なのか、そうではないのか）主催団体に確認していただきたい。